

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 2 回 相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会 (書面開催)		
事務局 (担当課)	高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時	令和4年2月2日(水)～2月16日(水)		
出席者	委員	7人(別紙のとおり)	
	その他	10人(オブザーバー2人、市関係課職員8人)	
	事務局	8人(市: 高齢・障害者福祉課長、他5人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会: さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他1人)	
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由	書面開催のため		
議 題	<p>1 中核機関の取組状況について</p> <p>2 市民後見人養成・支援事業の見直しについて</p> <p>(1) 受任案件等の拡大について</p> <p>(2) 試行的な取組の協力要請について</p> <p>(3) 活動内容等の周知・啓発について</p> <p>(4) カリキュラムの見直しについて</p>		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 議題

(1) 中核機関の取組状況について

(渡邊委員)

「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク」が想定している基本的な役割分担について、一次相談窓口（高齢・障害者相談課等、地域包括支援センター、障害者相談支援キーステーション）は、本人、親族等からの身近な制度や申立内容に係る相談に応じ、二次相談窓口（中核機関）は、一次相談窓口から回付された専門性の高い相談や後方支援を担うものと理解している。

資料1によれば、相談者の大半を占める本人・親族等の相当数は、直接、中核機関に対して制度内容や申立て相談を行っているようにも読める。本市の二段階システムは令和3年10月にスタートしたばかりで、新しいネットワークの枠組みが市民や関係機関に十分に浸透しているとは言えない中、やむを得ない状況とも思われるが、広報機能や利用促進機能（受任調整や市民後見人養成も含む）まで担う中核機関の負担を考えると、今後、一次相談窓口がしっかりと自らの役割を担うことができ、二段階システムが機能不全に陥ることのないよう、一層、市民や関係機関への周知に力を入れていただきたい。

(事務局)

一次相談窓口がしっかりと役割を担うことができるよう研修等を実施するとともに、市民や関係機関に対し、相談窓口の周知を行っていく。

(渡邊委員)

広報・周知活動について、これまでも協議会等で申し上げているが、本事業推進のために特に注力していただきたいことの一つに、インパクトのある「広報・周知」活動がある。今年度、各区で行われた「成年後見制度無料相談会」（以下「相談会」という。）は、参加者数で見ると、コロナ禍での開催という事情を斟酌しても残念な結果だった。相談会は、さがみはら成年後見・あんしんセンターが行っている専門相談と異なり、成年後見関連であれば、相談内容も対象者も限定されず、各士業が、様々な周辺相談にも臨機応変に対応しつつ、必要に応じて成年後見制度に繋いでいくなど、市民にとって気軽に専門家へ相談できる絶好の機会である。相談会に係る特性は、市民に十分に周知されているのだろうか。今後、相談会等のイベント開催にあたっては、予算の制約はあれ、関係機関の協力も得ながら、市民の関心・注目を集め、ひいては、制度の利用促進につながるような広報・周知活動を展開していただきたい。

(事務局)

開催方法を工夫するとともに、関係機関から相談会につないでもらうなど協力を得ながら、広報・周知活動を展開していく。

(米山委員)

現状における課題として、相談会に限らず、新型コロナウイルス感染症の影響で、人が集まる機会には参加者が減少傾向にある。

(事務局)

成年後見制度など権利擁護に関する相談は、継続して行うことが求められる事業のため、開催方法や広報等を工夫し、取り組んでいく。

(志方委員)

相談状況について、相談者は本人を含めた親族が、相談内容は制度内容及び申立相談が主であるということから、親族に対象となる人がいたり、成年後見制度を使っていたりすることの推測ができる。もう少し細かい分析を期待する。また、現状における課題についても数値等を入れた具体的なデータが欲しい。

(事務局)

制度利用前の相談が、相談全体の約8割を占め、うち高齢のケースが約6割、知的障害のケースが約2割、精神障害のケースが約1割となっている。高齢者における相談のきっかけ・理由としては、金融機関での手続き上での支障や、施設や病院からの勧めが大半を占めている。また、障害のケースについては、申立の必要性の是非（制度利用することでどのようなことが変わるのか、そのタイミングはいつが良いか等）の相談が多い状況である。

統計の取り方については、今後、改善していく。

(小林委員)

出向いての対応が難しいと現状における課題にあるが、少ない人員の中で、どのようにしたら改善できるのか共に考えられたらと思う。

(事務局)

本協議会等で検討していきたい。

(澤畔委員)

地域包括支援センター（以下「包括」という。）からの相談について、全包括から偏りなく相談があったのか、特定の包括から集中して相談があったのか、件数も含めて教えて欲しい。

(事務局)

令和3年12月末までの間で、包括から中核機関に寄せられた相談は、12包括(緑区の包括5件、中央区の包括4件、南区の包括3件)で、延べ23件となっている。

(2) 市民後見人養成・支援事業の見直しについて

(渋谷委員)

在宅の方も受任案件とするのであれば、市民後見人の活動費の増額についても検討してはどうか。

(事務局)

今後、検討していく。

(渡邊委員)

市民後見人等の育成・活躍支援は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項報告書(以下「報告書」という。)」において優先して取り組む事項とされている。本協議会においても、市民後見人の受任案件拡大に向け、現行受任ガイドラインの早急な見直しが必要と思われる。親族申立案件や、複数受任、住居の類型等の要件緩和は、いずれも検討が必要な事項ではないか。

(事務局)

本協議会での意見を踏まえ、令和4年度から、今回お示ししたガイドラインにより、親族申立案件や複数受任等を試行的に実施する考えである。

(渡邊委員)

今回示された新しいガイドラインは候補者選任の指針となるものであるが、実際の候補者選考過程においては、ガイドラインの画一的な基準に拘り過ぎず、個々の案件が市民後見人にふさわしい案件か否かの判断に加え、専門職団体等の協力・支援も想定しながら、どうすれば当該案件を市民後見人にふさわしい案件とすることができるかという問題意識をもって柔軟に解釈・検討していく。「市民後見人等選考委員会(以下「選考委員会」という。)」の取組みが重要となる。これにより、長期間の養成研修を経て習得した市民後見人のスキルを余すことなく活用し、受任実績を積み上げていきたい。

(事務局)

一定の受任要件を示したが、疑義が生じた場合等は、まずは中核機関に相談ができる体制にしており、必要に応じて選考委員会にも諮るスキームのため、引き続き、柔軟かつ多角的な検討をお願いしたい。また、運用する中で課題等があれば、選考委員会や本協議会等の中で意見が欲しい。

(渡邊委員)

試行的な取組の協力要請について、年間6件の複数受任案件の上程を想定されているが、都合良く2か月毎に複数受任案件を見出せるか。また、特に親族申立案件については、本人や親族の意向を斟酌することなく、複数受任を試行するのは「本人の意思尊重」を謳う成年後見制度の趣旨に反することにもなりかねず、より慎重な配慮が必要になると思われる。

(事務局)

申立や受任形態によらず、本人や親族の意向を踏まえて相談に応じている。想定している件数に満たないかもしれないが、間口を広げておき、一つひとつの事案を多角的な視点で検討し、適切な後見人等候補者を選定していきたい。

(渡邊委員)

報告書では、「家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進について、事案や場面に応じた適切な対応ができるよう、引き続き努力することが期待される。」という表現にとどまっており、実際問題として、複数後見に関しても、個々の案件につきこれを認容するか否かは家庭裁判所の専権であり、行政側の思惑どおりに複数受任が順調に進むかどうか、不透明な部分もあるのではないかと。ただ、本市では、すでに横浜家庭裁判所相模原支部（以下「家裁」という。）がオブザーバーとして協議会に出席しているところであり、協議会としては、家裁との間で、ガイドライン策定についての意見交換や複数後見受任上の懸案事項の聴取など、十分な事前協議を重ね、今後の円滑な事業推進に向けて連携協力が得られるようにしたい。

(事務局)

横須賀市では、市民後見人と専門職後見人の複数受任が原則となっており、本市の事業推進については余地があると考えている。引き続き、家裁との連携を図っていく。

(志方委員)

「市民後見人1人あたり、1件の受任を原則とし、市民後見人の意向により、この限りではない。」とあるが、市民後見人の意向のみでよいか。選考委員会で決定するとしてもよいのではないかと。

(事務局)

市民後見人の意向を考慮しつつ、適切な後見人等候補者を総合的に選考委員会で決定するものだと考えている。

(志方委員)

試行的な取組の協力要請について、複数受任を行った結果の分析等を委託先が行うとなっているが、そのためには契約が必要で、提供する情報など、事前に決めておく必要がある。

(事務局)

委託契約の中で、整理していく。

(志方委員)

適切な後見人等の選任・辞任については、家裁とも意見交換等を行い、選任、辞任が滞りなく行われることが大事である。また、複数後見に加え、専門職による後見監督人の選任について、検討したらどうか。

(事務局)

後見監督人の選任については、家裁の裁量が大きいと考えるが、引き続き、家裁との連携を図っていく。

(小林委員)

市民後見人の善意や使命感に、公共的な使命を委ねている部分が多分にあると思う。継続的に、支援者の支援を行う十分な仕組みが必要だと考える。

(事務局)

後見人支援機能の充実を図っていく。

2 その他

(渋谷委員)

被後見人等が亡くなった後の後見人に関する資料等の保管について、寄託契約などで市民後見人以外のところでの保管を検討したらどうか。

(事務局)

保管方法については、寄託契約を含め、他市等の状況等を鑑み、検討していく。

(志方委員)

本協議会で様々な事項を検討していく上で、新たな課題が発生してくると思う。

以上

第2回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議
会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	前場 俊文	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート神奈川県支部	副会長	出席
3	渡邊 幸子	一般社団法人コスモス成年後見サ ポートセンター神奈川県支部		出席
4	米山 智則	東京地方税理士会相模原支部		出席
5	志方 洋一	公益社団法人神奈川県社会福祉士 会		出席
6	小林 麻衣子	社会福祉法人相模原市社会福祉事 業団基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会中央地域包括 支援センター		出席